

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>13 <u>県南広域振興局総務部総務センター</u>所長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該<u>県南広域振興局総務部総務センター</u>（以下「<u>総務センター</u>」という。）の庁舎である合同庁舎等内の所に係る次の事項（1、3から7まで及び9から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>ア <u>歳入金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>イ <u>歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと。</u></p> <p>ウ 物品（<u>用品調達基金</u>に属する動産を含む。以下13において同じ。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>エ <u>歳入金、歳入歳出外現金等及び物品の記録管理を行うこと。</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(2) 知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下「<u>保管工作物等</u>」という。）の売買等に係る入札又は契約が当該<u>総務センター</u>が所管する区域内の場所で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる歳入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと（イにあっては、<u>県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センター</u>に係るものを除く。）。</p> <p>ア <u>財産の売払代金</u></p> <p>イ <u>入札保証金</u></p> <p>ウ <u>契約保証金</u></p> <p>エ <u>保管工作物等の売払代金</u></p> <p>(3) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと（<u>県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センター</u>に係るものを除く。）。</p> <p>(4) <u>岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納</u></p>	<p>13 <u>広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>の管理主幹（<u>県南広域振興局</u>にあっては、<u>総務部長又は総務部総務センター所長</u>）である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該<u>広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センター</u>（<u>県南広域振興局</u>にあっては、<u>総務部又は総務部総務センター</u>）が所管する区域に所在する<u>広域振興局の部、室又は所に</u>係る次の事項（1から12までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）</p> <p>ア <u>旅費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</u></p> <p>イ 物品（<u>基金</u>に属する動産を含む。以下13において同じ。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>ウ 物品の記録管理を行うこと。</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと（<u>県南広域振興局</u>にあっては、<u>土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センター</u>に係るものを除く。）。</p>

及び保管を行うこと（県南広域振興局土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。）。

14 広域振興局経営企画部管理主幹（県南広域振興局にあっては、総務部長）又は広域振興局経営企画部地域振興センター管理主幹である出納員に対する委任事項

（1）当該広域振興局が所管する区域（以下14において「所管区域」という。）に所在する出先機関に係る次に掲げる事項（1から13までに掲げるもの並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。）

ア 旅費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。

イ 物品（基金に属する動産を含む。以下14において同じ。）の出納及び保管を行うこと。

ウ 歳入金、歳入歳出外現金等及び物品の記録管理を行うこと。

エ 占有動産の管理を行うこと。

（2）所管区域に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るもの

イ・ウ [略]

（3）知事が行う工事又は財産若しくは保管工作物等の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の場所で行われる場合（県庁舎（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第2条第1項に規定する県庁舎をいう。）で行われる場合を除く。）において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる歳入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあっては、総務センターに係るもの及び土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るもの（イに限る。）を除く。）。

ア～エ [略]

（4） [略]

（5）所管区域に所在する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく歳入の徴収若しくは収納の事務の委託又は同令第165条の3第1項の規定に基づく支出の事務の委託を受けた私人（盛岡広域振興局及び県北広域振興局二戸地域振興センターの所管区域におい

14 広域振興局審査指導監の出納員に対する委任事項

（1）当該広域振興局審査指導監が所管する区域（以下14において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納、支出負担行為に関する確認その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る支出負担行為に関する確認

イ・ウ [略]

（2）知事が行う工事又は財産若しくは都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項若しくは屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により知事が保管する工作物等若しくは広告物等（以下14において「保管工作物等」という。）の売買等に係る入札又は契約が所管区域内の合同庁舎等で行われる場合において、当該入札又は契約に係る次のアからエまでに掲げる歳入金の収納及び保管並びにイからエまでに掲げる歳入歳出外現金等の出納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあっては、土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るもの（イに限る。）を除く。）。

ア～エ [略]

（3） [略]

（4）所管区域に所在する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づく歳入の徴収若しくは収納の事務の委託又は同令第165条の3第1項の規定に基づく支出の事務の委託を受けた私人の当該委託に係る歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務について検査を行う

ては、森林組合に限る。)の当該委託に係る歳入の徴収若しくは収納又は支出の事務について検査を行うこと。

(6) 行政文書の写し及び複製物並びに行政資料の写しの作成及び送付に要する費用の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、総務センター又は土木部北上土木センター、遠野土木センター若しくは千厩土木センターに係るものを除く。)。

(7) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、総務センター又は土木部北上土木センター、遠野土木センター若しくは千厩土木センターに係るものを除く。)。

こと。

(5) 岩手県収入証紙の売りさばき代金及び売渡代金の収納及び保管を行うこと（県南広域振興局にあつては、土木部北上土木センター、遠野土木センター又は千厩土木センターに係るものを除く。)。

備考 改正部分は、下線の部分である。